## 身体障害者診断書・意見書

氏	名				生月	年日		2	年	月	日生	性 別	男	女
住	所													
1	障害	名(部位を明	記)											
2		になった ・外傷名					交通自然				)事故 E性 そ		,,	)
3	疾病	<b>・</b> 外傷発	生年月日	:	年	月	日	4	疾病	<ul><li>外信</li></ul>	<b></b> 多発生:	場所		
(5)	⑤ 参考になる経過・現症 (レントゲン及び検査所見を含む。)													
	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日													
6	⑥ 総合所見													
	〔将来再認定 要(1年後・2年後・3年後・4年後・5年後・その他 年後)・不要〕													
7	⑦ その他参考になる合併症状													
上記のとおり診断します。併せて以下のとおり意見を付け加えます。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地														
常臣	<b>沙療担</b>	当科名 ————————————————————————————————————	科			医師氏	名					印		
ださ	身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入してください。] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に 該当する ( 級相当) 該当しない													
注意	意 1	障害名には野	見在起こって	いる	障害、	例え	ば両	眼視	力障害	· 「、両国	¥ろう、	右上	下肢属	床痺、

- 注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、 心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧 帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。
  - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・ 意見書」(別様式)を添付してください。
  - 3 障害区分や等級決定のため、奈良県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分について問合せを行う場合があります。

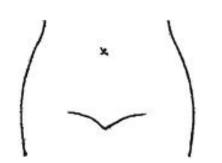
## [記入上の注意]

(1) 種類·術式

- ・ 「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・ 1~3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。
- ・ 障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1	ぼうこう機能障害	
	尿路変向(更)のストマ	

7	種類		腎瘻 尿管瘻 回腸(結腸)導 その他[	□ □ 管	腎盂瘻ぼうこ	
口	術式:	[				]
	<b>毛</b> 術日	۱ .	年.		日	нl



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストマにおける排尿処理の状態

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な 状態の有無について

	□有
	(理由)
	◯□ 軽快の見込みのないストマ周辺の
	皮膚の著しいびらんがある
	∫ 大きさ・全周・半周・四分の一周
	┦ 部位について図示
ı	_ `

□ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所

□無

高度の排尿機能障	主
101/ママノルドルベル HCP子	- —

· 手術日: [

(1)	原	因	

	経障害 先天性 : [				]
	_	(例	: 二分1	<b></b>	
	直腸の手術	行			
	・術式:[				]
	<ul><li>手術日</li></ul>	: [	年	月	月]
自然	排尿型代月	用ぼう	こう		
• 徘	5式:[				

月

**日**】

- (2) 排尿機能障害の状態・対応
- □ カテーテルの常時留置
- □ 自己導尿の常時施行
- □ 完全尿失禁
- □ その他

2 直腸機能障害	
□ 腸管のストマ	
(1) 種類・術式	(2) ストマにおける排便処理の状態
イ種類       □ 空腸・回腸ストマ         □ 上行・横行結腸ストマ       □ その他[         □ その他[       ]         ロ 術式: [       年 月 日]	長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について  □ 有 (理由)  □ 軽快の見込みのないストマ周辺の 皮膚の著しいびらんがある {大きさ・全周・半周・四分の一周 部位について図示 □ ストマの変形 □ 不適切な造設箇所  □ 無
(ストマ及びびらんの部位等を図示) 	
	(3) 明康などの明内宏の油との仏能
(1)原因 (イ放射線障害)	(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態
□	□ 大部分
ロその他	□ 一部分
□ 疾患名:[]	(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態
(2) 瘻孔の数: [	□ 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある { 大きさ・全周・半周・四分の一周 部位について図示
(腸瘻及びびらんの部位等を図示)	□ その他

□ 高度の排便機能障害		
(1)原因	(2) 排便機能障害の状態・対応	
□ 先天性疾患に起因する神経障害 []	□ 完全便失禁	
(例:二分脊椎等)  □ その他 □ 先天性鎖肛に対する肛門形成術     手術日: [ 年 月 日] □ 小腸肛門吻合術     手術日: [ 年 月 日]	□ 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある □ 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要 □ その他	)
3 障害程度の等級		
て排便・排尿処理が著しく困難な状態が □ 腸管のストマをもち、かつ、ストマに 排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマに治癒困難な 理が著しく困難な状態又は腸瘻における もの □ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ 及び高度の排便機能障害があるもの □ 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻に び高度の排尿機能障害があるもの □ 陽管のストマをもち、かつ、ストマに 排尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ ストマをもち、かつ、ストマに 非尿機能障害があるもの □ 尿路変向(更)のストマをもち、かつ スは高度の排便機能障害があるもの	おける排便処理が著しく困難な状態及び高度の 腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処 る腸内容の排泄処理が著しく困難な状態がある 、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及 マを併せもつもの おける排便処理が著しく困難な状態又は高度の 腸瘻を併せもつもの 、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 わる腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 おける腸内容の排泄処理が著しく困難な状態 の の の の の の の の の の の の の	